



茨城県報

第 2644 号

平成26年11月25日

火 曜 日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則（総務課）…………… 1
- 介護保険法に基づき指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則
（長寿福祉課）…………… 1

告 示

- 救急告示病院の認定（医療対策課）…………… 3
- 保安林の指定の解除（林業課）…………… 3
- 道路の区域の変更（2件）（道路維持課）…………… 3
- 道路の供用の開始（4件）（道路維持課）…………… 4

公 告

- 公の施設の指定管理者の指定（空港対策課）…………… 5
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（生活文化課）…………… 6
- 公の施設の指定管理者の指定（公園街路課）…………… 6

(病 院 局)

- 入札公告…………… 6

規 則

茨城県規則第65号

茨城県知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成26年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則

茨城県知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則（平成20年茨城県規則第76号）は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第66号

介護保険法に基づき指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように

定める。

平成26年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険法に基づき指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法に基づき指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年茨城県条例第56号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、介護保険法(平成9年法律第123号)、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)及び条例で使用する用語の例による。

(介護支援専門員の員数の基準)

第3条 条例第5条(条例第32条において準用する場合を含む。)の員数の基準は、1に、利用者の数が35を超えて35又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とする。

(電磁的方法)

第4条 条例第7条第3項(条例第32条において準用する場合を含む。以下同じ。)の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第7条第1項(条例第32条において準用する場合を含む。以下同じ。)の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第7条第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

2 指定居宅介護支援事業者は、条例第7条第3項の規定により同条第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 前項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

(利用者から支払を受けることができる費用)

第5条 条例第13条第2項(条例第32条において準用する場合を含む。)の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費とする。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



告 示

茨城県告示第1189号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項に規定に基づき，次の医療機関を救急病院として認定したので，告示する。

平成26年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

医療機関名	所在地	認定期限
株式会社日立製作所ひたちなか総合病院	ひたちなか市石川町20-1	平成29年12月4日

茨城県告示第1190号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により，次のように保安林の指定を解除する。

平成26年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 解除する保安林の所在場所
鹿嶋市大字角折字信1282番10, 1284番4
- 指定された目的
飛砂の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第1191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成26年11月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 竜ヶ崎阿見線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
牛久市久野町2827番1地先から 稲敷郡阿見町吉原字向3494番2地先まで	(A)	メートル 最大 20.0 最小 11.0	メートル 750	
牛久市久野町2827番1地先から 稲敷郡阿見町よしわら六丁目1番5地先 まで	旧 (B)	最大 60.0 最小 11.0	1,040	

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
牛久市久野町2827番1地先から 稲敷郡阿見町よしわら六丁目1番5地先 まで	新	最大 60.0 最小 11.0	1,040	旧道移管 区域除外

茨城県告示第1192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年11月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
坂東市大字生子字溜井4237番1地先から 坂東市大字生子字溜井4238番1地先から	旧 (A)	最大 12.6 最小 12.0	96	迂回路設置
	(A)	最大 12.6 最小 12.0	96	
	新	最大 27.9 最小 12.3	107	
	(B)	最大 27.9 最小 12.3	107	

茨城県告示第1193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年11月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 日立いわき線
- 2 供用開始の区間 北茨城市華川町小豆畑字産子沢1084番1地先から
北茨城市華川町上小津田字前林432番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年12月10日

茨城県告示第1194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年11月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 竜ヶ崎阿見線
- 2 供用開始の区間 牛久市久野町2827番1地先から
稲敷郡阿見町よしわら一丁目4番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年12月2日

茨城県告示第1195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成26年11月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦境線
- 2 供用開始の区間 坂東市大字生子字溜井4237番1地先から
坂東市大字生子字溜井4238番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年11月25日

茨城県告示第1196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成26年11月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 古河坂東自転車道線
- 2 供用開始の区間 古河市牧野地768番1地先から
古河市新久田946番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年12月1日

公 告

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成26年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
つくばヘリポート	東京都文京区本郷五丁目33番10号 日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体 代表者 株式会社日本空港コンサルタンツ 代表取締役社長 松前 真二	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成27年1月13日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成26年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成26年11月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ぼこりっと

（設立認証：平成23年9月20日、設立：平成23年9月21日）

3 代表者の氏名

石川 義光

4 主たる事務所の所在地

茨城県那珂市中台566番地45

5 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、安定した生活をするために、生活相談・就労支援等を行い、障がい者の自立とその家族が健やかに暮らせる社会づくりと地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成26年11月25日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
砂沼広域公園	下妻市本城町二丁目22番地 下妻市 市長 稲葉 本治	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで

(病 院 局)

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成26年11月25日

茨城県立中央病院長 永 井 秀 雄

1 競争入札に付する事項

(1) 調達する借入物品の名称及び数量

天井懸架モニター型内視鏡システム 1 式

(2) 借入物品の特質等

賃貸物件の性能等に関し、入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。

(3) 借入期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。ただし、平成27年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除することができるものとする。

(4) 納入場所

茨城県笠間市鯉淵6528番地

茨城県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿において「リース・レンタル」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課 会計指導室 調度担当

電話：029-301-4875（直通）

(4) 本公告及び入札説明書に示す借入物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

(5) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528番地

茨城県立中央病院 事務局経理課 担当 千葉

電話：0296-77-1121 内線：2021

(2) 入札説明書の交付期間

平成26年11月25日（火）から平成26年12月21日（日）までの午前9時から午後5時まで。

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

(3) 入札書の受領期限

平成27年1月9日(金) 午前10時00分

(郵送による入札の場合は、書留郵便により、平成27年1月8日(木)午後5時までに3(1)に示す場所に必着のこと。)

(4) 開札の日時及び場所

平成27年1月9日(金) 午前10時00分

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528番地

茨城県立中央病院 本館2階 大会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び応札仕様書に2(4)から(5)までに係る証明書を添付して、3(1)に示す場所に平成26年12月22日(月)午後5時までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格の確認結果は、一般競争入札参加資格確認通知書により回答する。

ウ 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び茨城県病院局会計規程(茨城県病院事業管理規程第21号)第117条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

茨城県病院局会計規程第115条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be lease;

The ceiling suspended Endosurgery-equipment, 1set

(2) Lease period;

From 1 April 2015 through 31 March 2020

(3) Lease place;

Ibaraki Prefectural Central Hospital 6528 Koibuchi,Kasama-city,Ibaraki-ken.
309-1793 Japan

(4) Time-limit for tender;

17:00, 8 January 2015 in case of mail

10:00, 9 January 2015 in case of by hand

(5) Contact point for the notice;

Accounting Division, Ibaraki Prefectural Central Hospital.
6528 Koibuchi, Kasama-city, Ibaraki-ken, 309-1793 Japan.
Phone:0296-77-1121 ex 2021

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)